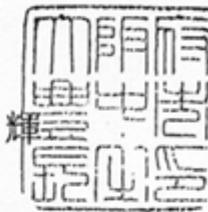


(写し)

諮詢第1号

平成12年(2000年) 3月3日

人権文化のまちづくりをすすめる協議会
会長 上杉 孝貴 様



豊中市長 一色 貞輝

人権文化のまちづくりをすすめる協議会規則第2条の規定にもとづき、
次のとおり諮詢します。

諮詢

当市がめざす人権文化が創造されたまちの実現のための総合的人権施策
のあり方について、貴協議会の意見を求めます。

趣旨

当市は、すべての市民が人間として尊ばれ、基本的人権が侵されること
のない、明るく住みよい社会が一日も早く実現することを願って、昭和59
年(1984年)に人権擁護都市を宣言しました。

また、新総合計画の柱に「平和で平等な社会づくり」を掲げるとともに、
人権啓発基本方針や文化振興ビジョンをはじめ女性政策基本方針、同和行
政基本方針、障害者施策長期計画など各種の方針や計画を策定し、施策の
推進に努めてきました。

しかしながら、私たちを取り巻く社会には、不合理な基準や偏見により
人権が侵害されている現実があり、社会状況の変化にともなって新たな人
権にかかわる諸課題も現れてきています。

さらに、市民一人ひとりがその権利行使するにあたっては社会の構成
員としての責任を自覚し、他者の人権を尊重すべきであるという道理を一
層浸透していかなければならないという課題もあります。

これらの課題等を克服し、すべての人の人権が尊重され、共に生きる豊
かな関係を育むことができる、人権に根ざした文化のまちの実現に向けて
当市が推進していくための総合的な人権施策のあり方について諮詢します。